

# イタリア民衆教育の概念と内実

中嶋 佐恵子

## はじめに

イタリアにおける民衆教育 (*educazione popolare*) の用語は、言葉の上では一般民衆の教育といった意味合いをもち、おもに初等教育とそれを補完する教育をさして1950年代頃まで普及していた。

D.B.ヨーヴィネによる『イタリアにおける民衆教育の歴史』<sup>1)</sup>においては、民衆教育の定義はとくにみられず、初等教育、幼児教育、職業学校、成人の識字教育などの歴史が叙述されている。

民衆教育の性格を成人教育、生涯教育と対比させて論じた G.ペトラッキは、イタリア民衆教育の二面性を指摘している。すなわち一方は、民衆教育を主導した知識人たちが、民衆を抑圧された状態から解き放つことに情熱とエネルギーを捧げたという人道的な側面である<sup>2)</sup>。そして他方は、民衆教育が、社会体制を維持するため、農民や職工に「必要最低限の基礎知識」をほどこすにとどまったという負の側面である<sup>3)</sup>。

F. M. デ・サンクティスは「“150時間”の獲得」<sup>4)</sup>が成人教育の新しい時代を開いたとする視点から、それをつくりだした労働運動との関係において民衆教育を論じている。彼は「民衆教育」を「啓蒙的ブルジョアジーの最大の努力」と表現し、グラムシが提起する「(社会それ自身が)自らを教育するような組織化された社会」における「工場を起点とする“人間形成”」に対置させた<sup>5)</sup>。そして後者に民衆教育の限界を超える見通しをみている。同時に、民衆教育の積極的意義を視野にいれ<sup>6)</sup>、立ち入った分析には至らないまでもその内実に迫ろうと試みている。

イタリア成人教育史を国際的な視野から描き出した佐藤一子は、民衆教育について「民衆生活に直接ねぎす学習文化実践の豊富な運動的な蓄積という特質とともに、公的な成人教育政策の展開が立ち遅れ、地方ごとの多様性と格差があり分散的な様相をもつという歴史的制約をあわせもって」<sup>7)</sup>いたとしてその意義と限界をとらえている。デ・サンクティスと同様に「150時間」が創設される1970年代半ばを成人教育史における転換点とみて、その時期に「民衆教育

から成人教育への実践的発展を模索する新たな段階」に入り<sup>8)</sup>、その段階においては「もはや学校補完的な民衆教育という発想は払拭され、公教育政策の面でも成人教育の本格的な構想が展開されるようになった」<sup>9)</sup>と述べる。民衆教育の意義と限界は、その後の新たな段階に展開する成人教育との対比においてとらえられているといえよう。

本稿においては、歴史的制約をもちながらも豊富な内実からなる民衆教育の積極的意義により光をあてて、イタリア民衆教育のイタリア的特質に迫りたい。

本稿は、イタリアにおける民衆教育の内実を掘り起こしながら、それはいかなる点でそれにつづく成人教育の土壤と主体を形成したのかという視点から、その歴史的な意味を考察し、イタリア民衆教育概念の特質を浮き彫りにすることを目的とする。

## 1. 教育行政における民衆教育

### (1) 公教育省における民衆教育の担当部局

イタリア王国成立後1880年代初めまでに、公教育省において初等・民衆教育中央監督局 (Provveditorato Centrale Istruzione Primaria e Popolare) や初等・民衆教育課 (Divisione istruzione primaria e popolare) という呼称の部局がみられる。ここで教育と訳出している用語は *educazione* ではなく *istruzione* で、フォーマルな形態の教育を意味している。教授と訳すことで *educazione* から区別することもできるが、ここでは訳語としてより意味の近い教育をあてる。

この初等・民衆教育には、義務教育（下級小学校2年、1877年から3年）<sup>10)</sup>、上級小学校教育、成人の識字教育が含まれると考えられる。しかし初等教育と民衆教育とは境界がはっきりせず、未分化な状況にあることがうかがえる。

1904年、オルランド法は、義務教育を12才まで引き上げることと同時に、そのため小学校5・6年課程にあたる2年間の課程を設立することを定めた。これは民衆課程 (*corso popolare*) と呼ばれるようになる。

1908年には初等・民衆教育局 (Direzione Generale Istruzione Primaria e Popolare) が創設され、1923年には初等教育 (Istruzione Elementare) 局となる。この初等教育 (Istruzione Elementare) の用語はそれ以前のもの (Istruzione Primaria) とは異なる。

第2次大戦後、1947年12月17日の委任立法第1599号により、12才以上の青少年・成人の基礎教育のための無償の民衆学校 (scuola popolare) が設立されることになった。この領域の担当部局としては、民衆教育中央委員会 (Comitato

## イタリア民衆教育の概念と内実

Centrale Educazione Popolare) が設置されている。これは民衆教育 (educazione popolare) の呼称を冠する部局としては最初のもので、後に民衆教育中央サービス (Servizio Centrale Educazione Popolare) となる。

さらに 1961 年 12 月 7 日の法律第 1264 号により、初等教育 (Istruzione Elementare) 局とは別に民衆教育局 (Direzione Generale Educazione Popolare) が創設され、1977 年 7 月 24 日の大統領令第 617 号により廃止されるまで続く。

### (2) 戦後初期の公教育省にみられる民衆教育概念

1947 年に出版された公教育省『イタリアの民衆教育 (educazione popolare)』<sup>11)</sup>において、民衆教育は、用語ということをいえば「市民の教育にかかわるすべての問題を含んで」おり、それは義務教育からそれ以降の教育にわたり、あらゆる形態の教育を含む、とされる。それは「各市民の基本的“権利”と考えることができる」という。

そして、すべての市民にとって不可欠な基礎教育にかかわるあらゆるものは、より広い意味をもって“民衆教育”という表現に含まれることができよう、またそれは 2 つの分野において展開するであろう、とされる。その 2 つの分野とは、1 つは就学前教育と初等・初等後・職業教育であり、もう 1 つは義務教育修了後の教育、おおよそ“成人教育 (educazione degli adulti)” というべきもので 1 つめを統合的に補完する部分である。

さらにその“成人教育”を構成する 8 つの分野が整理される。識字、職業資格取得などがあげられる。<sup>12)</sup>

民衆教育は、就学前教育から成人を対象とした教育までのあらゆる教育を含み込む概念として捉えられているといえよう。とはいえて主に視野に入れられるのは基礎教育の部分であり、高等教育などは限られた個人のものとされている<sup>13)</sup>。また民衆文化 (cultura popolare) は、民衆教育の諸局面の 1 つ、とされる<sup>14)</sup>。

この文献には、1948 年 5 月 2 日から 5 日にかけて公教育省主催で開催予定の「第 1 回民衆教育全国会議」の準備について出された教育委員会宛ての通達が付録として付されており、そこでは民衆教育にかかわるあらゆる問題が「すなわち識字と成人の教育 (istruzione)」といいかえられている<sup>15)</sup>。行政上の領域としては、民衆教育は成人を対象とした教育を意味している。狭義の民衆教育といっててもよいかもしれない。

## 2. イタリア民衆教育連合とそれ以前・以後

イタリア民衆教育連合（Unione Italiana dell'Educazione Popolare、以下UIEPと略称する）は、1908年に誕生したイタリアにおける代表的な民衆教育団体である。1930年代にはファシズム政権の抑圧の中で活動を停止し、戦後、イタリア民衆文化連合（Unione Italiana della Cultura Popolare、以下UICPとして略称する）として再建された。

ここではUIEP、UICPと、それを結成する契機となった国際会議に着目し、イタリア民衆教育の内実に迫りたい。

### (1) 民衆教育事業のための第一回国際会議

1906年9月15日から17日にかけて、ウマニタリア協会後援の下、ミラノで「民衆教育事業のための第一回国際会議」が開催された<sup>16)</sup>。

参加者は232団体、418人であった。団体には、イタリアの公教育省、農業・工業・商業省、フランスの公教育省、ロンドン教育委員会などの省庁・教育行政機関の他に、イタリアからは18の県と30のコムーネ、12の学校扶助協会(Patronato Scolastico)、ウマニタリア協会、イタリア民衆大学連盟と24の民衆大学、10の民衆自由学校、民衆図書館、全国教員組合、商工会議所、労働会議所、協同組合連合、全国女性連合などがあり、参加各国にわたって職業学校、女性団体、教員団体、外科医の団体、農業団体などがあった。外国からは、イギリス、フランスの他にはベルギー、オランダ、スイス、チェコ、オーストリア、アメリカの団体があった。個人では、各国にわたる地方自治体首長、教育行政官、校長、大学教授、職業学校教師、小学校教師、各種団体代表などがみられた。<sup>17)</sup>

会議は全体会と3つの分科会からなっており、各分科会のテーマは、①小学校の補助・補完機関、②職業教育、③成人のための民衆文化機関となっている。<sup>18)</sup>

以下、当時のイタリア民衆教育の課題に迫るために、みるべき内容をとりあげる。

全国中学校教員連盟からの代表L. フリーザは、全体会での基調報告において、学校一般のあり方について論点を整理している。要約すると、1、民衆学校はすべての階級の権利、特に民衆階級の権利である。2、民衆学校は社会集団の権利である。3、初等学校は他ならぬ国家の機能である。4、初等教育は義務であるべき、さらに5、無償であるべきである。6、民衆学校は世俗であ

## イタリア民衆教育の概念と内実

るべきである。したがって 7、民衆学校は、国あるいは地方自治体によって設置され、義務・無償・世俗である。修学前教育にも根をのばすべきであり、階層の別なく同様の教育プログラムにすべきである。また教育設備、教師の待遇、教員養成について十分な条件を与える必要がある。8、貧困家庭を援助し学校と家庭を媒介する機関を創設し、文具や食事などの物的補助をする必要がある。9、中等学校を労働者が求めるものにすべきである。労働者が要求する中学校は職業学校であり、そこでは一般教養教育と職業教育がともに行なわれるべきである。10、幼稚院から民衆大学までを民衆学校の全体的な有機的組織体として捉え、そのすべてが必要である。<sup>19)</sup>

オルランド法制定当時の公教育大臣である V.E.オルランドは、第 1 分科会において「教育機能としての学校援護」<sup>20)</sup> をテーマに報告した。学校援護を「義務教育の原則の不可欠な補完部分」と位置づけ、それは「国家の義務」と「教育者の事業」との両面から行なわれるべきであり、さらに民間のイニシアチブで統合されるべきであるとする。具体的には、たとえば学校公庫は、国家、コムーネと特に民間のイニシアチブが提供すべきである。<sup>21)</sup>

同じく「学校援護」をテーマに報告したトリノ市学校扶助協会会长 V.グヨットは、学校給食、放課後の学童保育、文具や衣類などの物品の供給の意義を述べ、トリノでは学校扶助協会の運営に校医が参加していること、その子どもたちは学校扶助協会によって導入された肝油の配給を受け、毎日学校給食の前に摂取していることや、衛生面の指導を受けていることを紹介している。この学校扶助協会の活動費は公的機関と民間からの共同支出であるとされる。<sup>22)</sup>

これらの報告から当時のイタリア民衆教育の課題には、教育と福祉の統合、公的機関と民間団体の連携、教育と労働の結合、一般教育と職業教育の統合が、論点として浮かび上がってくるのをみることができる。また会議の全体から民衆教育には、初等教育の普及と徹底、そのための学校扶助と子どもの学校外の生活、職業教育、成人の学習文化機関まで広範囲にわたる問題領域が含まれていることがわかる。

そして第 3 分科会では、イタリア民衆教育の全国組織の設立が不可欠であり、そのためにローマで第 1 回全国民衆教育大会を開催すること、同時にイタリア民衆図書館連盟を設立することが決議された<sup>23)</sup>。

### (2) イタリア民衆教育連合

上にみた国際会議の後、イタリア民衆教育連合促進委員会が結成され、1908 年 12 月 8 日、ローマでイタリア民衆教育連合第 1 回会議が開催された。これに

よりUIEPが正式に発足する<sup>24)</sup>。

UIEPの目的は、多様な形態で民衆教育にかかわる団体や個人を結びつけ、それらの活動を促進し、調整、情報提供、宣伝を行ない、さらに義務教育が遵守されているかどうかを監視することである<sup>25)</sup>。本部はウマニタリア協会におかれる。

加盟団体には、UIEP成立直後に結成されたイタリア民衆図書館連盟の他に、1913年の時点では教育的映写・映画の全国機関ミネルヴァ、全国学校相互扶助連盟、図書館・映写機関、小学校図書館団体がある<sup>26)</sup>。

1911年から機関誌「民衆文化」(Coltura Popolare)が刊行され、その取り扱う領域には、学校補完事業(opere integratrici della scuola)、幼児教育、職業教育、民衆・学校図書館、加盟団体・関係団体の活動があった。

「民衆文化」には、創刊号に公教育大臣L.クレダーロのインタビューが掲載され<sup>27)</sup>、その後も初等・民衆教育局長C.コッラディーニの論文が掲載される<sup>28)</sup>など、国家の教育行政担当官の見解を直接伝える働きがあるとともに、編集部の政策動向への態度や政策課題の提示<sup>29)</sup>、UIEPの総会で承認された政府への要望をふくむ意見表明書の掲載<sup>30)</sup>などをとおしてUIEPの政策的立場を広く知らせる役割もみられる。また外国の情報にも誌面が割かれている。

UIEPはさらに全国教員組合との連合体を創設した。その創設にあたっての呼びかけ文には、創設が求められる背景として、1911年のダネオークレダーロ法により学校と児童福祉にかかわる新しい状況が生まれたこと<sup>31)</sup>、それにより学校と学校外の境界を越えた教育事業が必要であるという認識が広がってきたことが示されている<sup>32)</sup>。

以下は、UIEPが主導して開催してきた民衆教育事業全国会議に注目する。

1912年12月7-10日、ローマで第2回民衆教育事業全国会議<sup>33)</sup>が開催された。この会議では①幼児教育、②学校の援護と統合、③民衆文化、④職業教育の4つの分科会がもたれた。1906年の国際会議における3つの分科会と比べて幼児教育が加わっている。全体会では初等・民衆教育局長コッラディーニが「民衆学校」をテーマに、また全国教員組合会長U.コマンディーニが「ダネオークレダーロ法の適用」をテーマに報告している。最終日10日は、県学校評議員の会議がくみこまれている。<sup>34)</sup>

この会議の組織委員会は、UIEP会長C.サルディーニを委員長、民衆図書館連盟会長F.トゥラーティ、ウマニタリア協会事務局長A.オージモの2人を副委員長とし、他に17人の委員からなっていた。事務局長はUIEP事務局長A.メリーニである。開催地ローマの実行委員会も組織された。<sup>35)</sup>

## イタリア民衆教育の概念と内実

1916年2月27-29日、3月1日にローマで開催された第3回民衆教育事業全国大会は、第1次大戦の最中であるため「戦時中・戦後における民衆文化問題の検討」が全体テーマとされた。それはさらに6つのテーマに分かれる。①戦争中の子どもの援助、②戦争孤児の援助、③傷病兵・傷痍軍人の職業再教育、④職業教育、⑤負傷兵と戦士のための文化事業、⑥学校の必要性と国家の義務、である。<sup>36)</sup>

またこの会議の日程中に、UIEPの総会と運営委員会、イタリア民衆図書館連盟の全国評議会が開催された<sup>37)</sup>。

この会議の促進委員会の委員長はUIEP会長P.フォア、副委員長は、イタリア民衆図書館連盟会長トゥラーティ、教育的映写・映画の全国機関ミネルヴァ副会長、全国教員組合会長の3人で、他にウマニタリア協会事務局長オージモをはじめとする21人の委員がいた。事務局は、UIEP事務局長メルリーニ、イタリア民衆図書館連盟事務局長E.ファビエッティの担当となり、開催地ローマの組織委員会も組織された。<sup>38)</sup>

参加団体には、農業・工業・商業省、植民省、財務省、戦争省などのイタリアの9つの省、フランス公教育省、26の県学校行政部局、改良主義社会党、イタリア・コムーネ協会、42のコムーネ、地方自治体事務職員の全国協会、労働総同盟(CGL)、労働会議所、商工会議所、ウマニタリア協会、全国教員組合、学校扶助協会、イタリア学校相互扶助協会、孤児の教育のための全国小学校教員機関、民衆図書館、民衆大学、国立大学、慈善委員会(Congregazione di Carità)、イタリア南部の利益のための協会などがあった。個人の参加者では、国会議員、地方自治体首長、教育行政官、小学校教師、図書館司書などがあった。<sup>39)</sup>

このようにUIEPは、1906年の国際会議と同様に多様な分野の団体、個人が集まる会議を主導した。

そして1920年、「民衆文化」において国際成人教育協会が紹介され、成人教育の目的と考え方が明示される<sup>40)</sup>。この頃から後の「民衆文化」上にはUIEPの名称を除いては民衆教育の用語はみあたらなくなる。

### (3) イタリア民衆文化連合

1947年10月15-18日、フィレンツェで第1回民衆文化全国会議が開催された。この会議でUICP再建が合意され、UICP規約草案が提案されている<sup>41)</sup>。1948年9月17-19日、ペルージャでUICPの第1回全国会議が開催され、UICPは正式に発足した。

1950年から機関誌「民衆文化」(Cultura Popolare)が刊行される<sup>42)</sup>。その年の6月号に民衆教育と民衆文化の関係について言及した小論がある。執筆者が付されておらず編集部によるものと考えられる。これによると民衆教育は義務教育からそれ以後の教育にまでわたる市民の教育にかかわるすべての局面と問題を含む<sup>43)</sup>べきである。その中でも第1の問題は識字である。しかし識字は民衆教育の基本ではあっても最初の局面に過ぎず、識字が実用的な基礎を提供するのにたいし、民衆文化はその基礎をより豊かにし向上させるものである。民衆文化は民衆教育の全体的な枠組みにおいて極めて重要な部分であり、にもかかわらずいまだすべきことが多く残されている。<sup>44)</sup>

組織名称が民衆教育から民衆文化へと変更された背景には、小学校修学率や識字率の向上につれて、初等教育や成人の基礎教育にとどまらない民衆の教養と文化の問題が、イタリアの教育全体の課題においてより大きな部分を占めるようになってきたことがうかがえる。

1950年8/9月号では、成人教育が巻頭で正面から取りあげられ<sup>45)</sup>、以降は民衆教育にかわり成人教育の用語をもって議論と情報提供がされるようになる。

### 3. 戦後の民衆教育行政とウマニタリア協会

UIEP、UICPの発足のイニシアチブをとり、その本部がおかれていたウマニタリア協会は、戦前から職業教育、民衆課程、民衆課程の教員養成、モンテッソーリの子どもの家、子どもの家の教員の養成、民衆劇場など、民衆教育にかかわる活動にとりくんでいた。ファシズム権力による掌握と爆撃による破壊を経て、戦後、新しい体制で再建されると職業学校、成人教育コースなどの活動をはじめた。

ここでは、このウマニタリア協会と民衆教育行政との接点においてみられた成人教育の用語と理念に注目する。そこにUICPにおける民衆教育から成人教育への移行の先駆性と理論的背景がみえると考えるからである。

1955年6月27日、公教育省民衆教育中央サービスは、各教育委員会にたいし、「成人のための教育(educazione per adulti)コース」の組織化とプログラムなどについて規定した文書を出した<sup>46)</sup>。公教育省から諸団体に補助金をつけてコースの開催を委託するためのものである。そこには「成人のための教育」(educazione per adulti)と成人教育(educazione degli adulti)の用語が混在して用いられており、成人教育の方が多くみられる。教育行政において成人教育の用語が定着する途上にあることがわかる。

## イタリア民衆教育の概念と内実

1957年、公教育省民衆教育中央サービスからウマニタリア協会に、①読書センターを3つ、②民衆教育コースを4から5コース、③音楽入門教育コースを3コース設置するよう依頼する6月27日付けの文書が送付された<sup>47)</sup>。これにたいしウマニタリア協会は、7月9日、その依頼文書に同封されていた通達に則ればミラノで読書センターを設立することは無理であるし、音楽入門教育コースについても通達で想定されているものは難しいので、それらの代わりを含めて「成人のための教育コース」を11コース開催する意向であるとの回答をしている<sup>48)</sup>。

そしてウマニタリア協会が同年10月3日、ミラノの学校教育局長に送ったこれら11コースのプログラムと予算の写しには、成人教育(educazione degli adulti)コースと記されていた<sup>49)</sup>。当時、すでに成人教育の用語を積極的にもちいて実践していたウマニタリア協会としては自然なことであったと考えられる。

1959年、ミラノ県教育委員会主催の第2回ミラノ県民衆教育会議が開催された<sup>50)</sup>。この会議においては、テーマに成人教育を掲げた報告が複数みられた。その1つ「成人教育」と題するA.アガツィの報告をうけたウマニタリア協会会长でUICP会長でもあるR.バウエルの発言は、成人教育理念の国際的到達点を知らせるものであった。

以下に要点を抽出する。彼は、自分がユネスコの成人教育委員会に参加していることを紹介し、ユーゴスラビア、ガーナといった国を引き合いにだしながら、成人教育には職業教育や識字教育がふくまれることを示唆した。また今日、学校教育と成人教育との関係において成人教育の相対的な重要性はますます増していくだろうと述べた。さらに集団的組織においてはその能動的な要素に向き合うかぎり個人は自由を侵されず、集団的組織のみが個人の限界を超えて諸問題に立ち向い解決することができるという。その際、鍵となるのは文化であり、文化が自由の条件をにぎっている。つまり成人教育は個人の政治的自由の条件となるのである。そして最後に、成人教育が自由な人間になるために必要で十分な教育であるとすれば、それは人間が生きているかぎり常に更新されなければならないという意味で、絶えざる生涯教育である。<sup>51)</sup>

## 4. イタリア民衆教育の特徴

それではイタリア民衆教育のイタリア的特徴は何か。これまでにみたことをふまえ考察する。

20世紀初頭のイタリア民衆教育 (*educazione popolare*) は、子どもの小学校教育と未分化であるという点で、日本の通俗教育の初期の頃と共通する面がみられる。初等教育の普及と徹底をめざすという当時の重要課題への対応としての側面がみいだせる。また成人の教育のみならず子どもの学校外教育を含んでいたという点で日本の社会教育と共通する。

小学校就学率の上昇につれて、初等後教育、さらには中等教育へと課題の重点が移り、それについて小学校は民衆教育の領域からはずれ、民衆教育の対象は成人へと限定されていく傾向をみせる。

そのようなイタリア民衆教育は、すべての年齢層の人びとを対象とし<sup>52)</sup>、職業教育を含み、学校制度の不備を補うことを基本的な目的としていた<sup>53)</sup>、というフランス民衆教育にかなり近いと考えられる。

同時に、主に非職業的一般教養を内容とするイギリス成人教育、ドイツ民衆教育とは、まさにその点で異なるといえよう。

また、とくに注目したいことはイタリア民衆教育において幼児教育がはっきりと位置づいていることである。イタリアの幼児教育において読み書きを含む言語教育が重要な位置を占めていたことの背景に、小学校における識字教育の遅れを補うべく幼児教育が初等教育の代替的役割を果たさざるをえなかつた状況があること<sup>54)</sup> は、イタリア民衆教育の歴史的特質を示唆している。

そしてもう1つ注目したいのは、公教育省の民衆教育概念である。第2次大戦になると、UICP が民衆教育ではなく成人教育を正面にかかげるようになった一方で、公教育省においては初めて民衆教育 (*educazione popolare*) の名を冠した部局が創設された。それは成人の教育を担当する。しかしその部局の担当領域にかかわらず、当時の公教育省における民衆教育の理念には教育全体が包括的に含まれていた。基礎教育に限定される傾向があるとはいえ、学校教育とそれ以外の教育も一体的に捉える発想は民衆教育に内在する可能性を示唆するものととらえたい。

## おわりに

イタリア民衆教育は、戦後イタリアの民衆文化運動、成人教育を担う主体を形成する役割を果たした。その中でとくに注目すべきは、民衆教育運動が、政府、地方自治体から労働運動組織までの多様な団体が一同に会して対話をする場をつくりだしたことである。また UIEP は労働者組織の要望をくみとり、政府に提言を示すなどの働きかけをおこなっている。

## イタリア民衆教育の概念と内実

そうした活動の中で理論においても実践においても興味深いことは、学校教育と学校外教育の統合につながる議論と連携が生まれたことである。初等教育の普及と徹底を課題としていたイタリアにおいては学校そのものの援護と補完に重点がおかれたのは当然であったが、民衆教育事業の国際会議やUIEPの活動には、学校を学校外の活動により補完するのみならず、学校を軸としつつもそれを学校外の教育活動とともに統合的に捉える視点がみいだされる。UIEPと全国教員組合の連合体創設は、学校教育と学校外教育、成人の教育との統合につながる試みへの具体的可能性を示唆している。

また公教育省に民衆教育の部局が初めて創設された戦後初期において、公教育省の民衆教育概念には教育の広い領域が包括的に含まれていた。

こうした包括的な領域概念や上にみた統合の視点に着目するならば、イタリア民衆教育の概念には生涯（統合）教育につながる発想の萌芽をみいだすことができるのではないだろうか。

そしてその内実は、学校教育、児童福祉、成人教育、労働運動など多様な分野の立場を異にする諸団体を結ぶ紐帯（アソチアツィオニズモ）を創出することによって、戦後の民衆文化運動と成人教育のありようにつながっていったということができるようだ。

### 注

- 1) Dina Bertoni Jovine, *Storia dell'educazione popolare in Italia*, Bari, Laterza, 1965.
- 2) Giovacchino Petracchi, *Educazione degli adulti Educazione popolare Educazione permanente*, Brescia, Editrice La Scuola, 1972, p.55.
- 3) *ivi*, p.57.
- 4) 1970年代以降、労働協約において獲得された有給教育休暇は、「150時間の学習権」の意で「150時間」とよばれてきた。またこれを根拠に成立した成人の中学校コースは「150時間コース」あるいは「150時間」と通称されている。デ・サンクティスはそのいずれか、あるいは両方をさしている。
- 5) Filippo Maria De Sanctis, *L'educazione degli adulti in Italia 1848-1987. Dal "diritto di adunarsi" alle "150 ore"*, Roma, Editori Riuniti, 1987, p.93. また「(社会それ自身が)自らを教育するような組織化された社会」は、グラムシの“Democrazia operaia”(in “Ordine Nuovo”, 21 giugno 1919)からの引用である。
- 6) De Sanctis, *op. cit.*, p.125 e p.145.

- 7) 佐藤一子『イタリア学習社会の歴史像－社会連帯にねざす生涯学習の協働』東京大学出版会、2010年、p.9。
- 8) 前掲、p.11。
- 9) 前掲、p.14。
- 10) 1877年のコッピーノ法は義務教育を3年に引き上げたが、D.ラガッツィーニは、その施行規則は上級小学校の1年めを夜間学校と休日学校の1年めで代替できることを想定しており、下級小学校を2年のままにおくことを可能にしたと指摘している。(Dario Ragazzini, *Storia della scuola italiana, Linee generali e problemi di ricerca*, Firenze, Le Monnier, p.21.) 結果として下級小学校3年めを夜間学校、休日学校で代替することを想定していたといえよう。
- 11) Ministero della Pubblica Istruzione, *L'educazione popolare in Italia. Primo Congresso dell'Educazione Popolare*. Roma 2-5 maggio 1948, Roma, 1947.
- 12) *ivi*, pp.7-8.
- 13) *ivi*, p.7.
- 14) *ivi*, p.17.
- 15) *ivi*, p.29.
- 16) Comitato Ordinatore presso la Società Umanitaria (a cura di), *Relazioni, discussioni e voti del Primo Congresso Internazionale per le Opere di Educazione Popolare*, 1907.
- 17) *ivi*, pp.415-433.
- 18) *ivi*, pp.437-438.
- 19) Luigi Friso, *La scuola in genere rispetto alla necessità delle classi popolari nelle presenti condizioni sociali*, in Comitato Ordinatore presso la Società Umanitaria (a cura di), *op.cit.*, pp.8-17.
- 20) 学校援護(assistenza scolastica)は、オルランド法によって初めて導入された。
- 21) Vittorio Emanuele Orlando, *L'assistenza scolastica come funzione educativa*, in Comitato Ordinatore presso la Società Umanitaria (a cura di), *op.cit.*, pp. 74-77.
- 22) Vittorio Guyot, *Assistenza scolatica*, in Comitato Ordinatore presso la Società Umanitaria (a cura di), *op.cit.*, pp. 82-83.
- 23) Comitato Ordinatore presso la Società Umanitaria (a cura di), *op.cit.*, p.555.
- 24) Federazione Italiana delle Biblioteche Popolari, *Le Biblioteche Popolari al*

## イタリア民衆教育の概念と内実

*Primo Congresso Nazionale*, 1909, pp.231-233.

- 25) UIEP の規約をもとにしている。
- 26) UIEP, *Che cosa è e che cosa fa la Unione Italiana dell'Educazione Popolare*, 1913, pp.3-7.
- 27) *Il governo e i problemi della cultura popolare*, in “La Cultura Popolare”, 1911, pp.5-8.
- 28) Camillo Corradini, *Per il coordinamento e per l'applicazione delle leggi scolastiche*, in “La Cultura Popolare”, 1911, pp.97-101.
- 29) たとえば *Dopo il discorso di Torino. L'On. Giolotti e la Cultura Popolare*, in “La Cultura Popolare”, 1911, pp.577-581.
- 30) UIEP, *Il Nostro Pensiero sul corso popolare*, in “La Cultura Popolare”, 1916, pp.1059-1060.
- 31) ダネオーケレダーロ法は、すべての市町村に学校扶助協会の設置を義務づけた。
- 32) *Per l'unione delle due Unioni*, in “La Cultura Popolare”, 1911, p.769.
- 33) 開催予告では第1回会議とされている。“La Cultura Popolare”, 1912, pp.625-629.
- 34) “La Cultura Popolare”, 1912. pp.962-965.
- 35) *ivi*, p.965.
- 36) “La Cultura Popolare”, 1916, pp.147-148.
- 37) *ivi*, p.148.
- 38) *ibidem*.
- 39) *ivi*, pp.339-346.
- 40) *Un'Associazione internazionale per l'educazione degli adulti*, in “La Cultura Popolare”, 1920, pp.46-48.
- 41) UICP, *Atti del Primo Congresso Nazionale della Cultura Popolare*, 1948, pp.114-115.
- 42) UIEP の機関誌名 “La Cultura Popolare” の cultura が、UICP の機関誌名では cultura となるが意味はほぼ同じである。
- 43) この文の原文は、Ministero della Pubblica Istruzione, *op.cit.*, p.7. とほぼ同じである。
- 44) *Educazione e cultura popolare*, in “La Cultura Popolare”, 1950, giugno, pp.1-2.
- 45) *Contenuto dell'educazione degli adulti*, in “La Cultura Popolare”, 1950,

agosto/settembre, pp.1-7.

- 46) Ministero della Pubblica Istruzione. Comitato Centrale per L'Educazione Popolare, *Attività di educazione per adulti*, protocollo n.7535/EP, 27giugno1955.
- 47) ウマニタリア協会の文書登録番号が押印されている。
- 48) 後に公教育省はウマニタリア協会に3コースを選ぶよう指示している。
- 49) ウマニタリア協会の1957年278号書類の登録番号4730。
- 50) Provveditorato agli Studi di Milano, *Atti del Secondo Convegno Provinciale sull'Educazione Popolare*, 1959.
- 51) *ivi*, pp.12-14.
- 52) 梅根悟監修『世界教育史体系37社会教育史2』、講談社、1975、p.159。
- 53) 末本誠「労働と職業を軸にしたフランスの生涯教育の展開」『神戸大学発達科学部研究紀要第14巻第2号』2007年3月、p.184。
- 54) オムリ慶子『イタリア幼児教育メソッドの歴史的変遷に関する研究－言語教育を中心に』風間書房、2007年を参照。

# The Conception and the Reality of Popular Education in Italy

NAKAJIMA Saeko

The aim of this article is to clarify the characteristics of popular education in Italy examining its conception and historical roles. Especially it addresses the subject of the positive meaning of popular education.

After a grasp of the term "popular education" in the Italian instructive administration, this article throw light on the Italian Union of the Popular Education, Italian Union of the Popular Culture and an International Congress that led to the beginning of those organizations. In those activities and discussions, there is a clue to approach the substance of popular education.

Further this article pays attention to the point of contact between the popular education administration and the Umanitaria Society which was the center of the Italian Union of the Popular Culture. There can be seen a theoretical background of the term "adult education".

As a result it can be said that the popular education in Italy potentially has an idea which was possible to extend to the lifelong integrated education, and that it fostered the "associazionismo" that would operate in the popular culture movement and the adult education in Italy.